

放送ネットワークの現状について

平成25年2月27日

事務局

1. 東日本大震災における放送の有用性

- (1) 東日本大震災時に利用したメディアの評価(フェースシート分析)
- (2) 東日本大震災時の情報収集手段の変化(インタビューコメント分析)
- (3) 臨時災害放送局の開設状況

2. 民間ラジオ事業者の現状

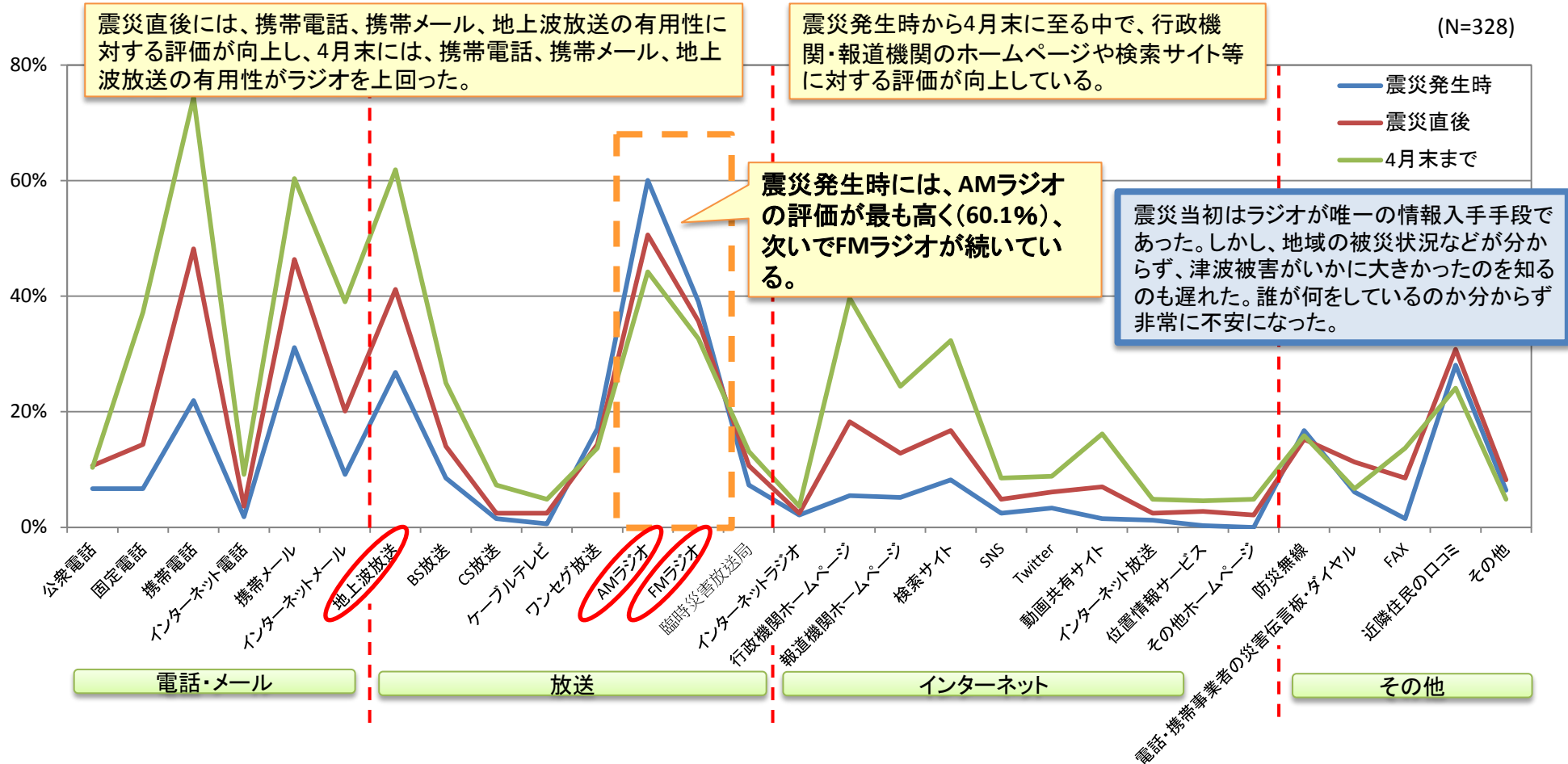
- (1) 概要
- (2) ラジオを巡る諸課題
- (3) 民間ラジオ事業者の経営状況

1. 東日本大震災における放送の有用性

(1) 東日本大震災時に利用したメディアの評価 (フェースシート分析)

- 震災発生時は即時性の高いラジオが評価され、震災直後には安否確認等を行うため双方向性を有する携帯電話・メールと、映像を伴う地上テレビが評価されている。その後は、地域性の高い情報を収集可能なインターネットの評価が高まっている。

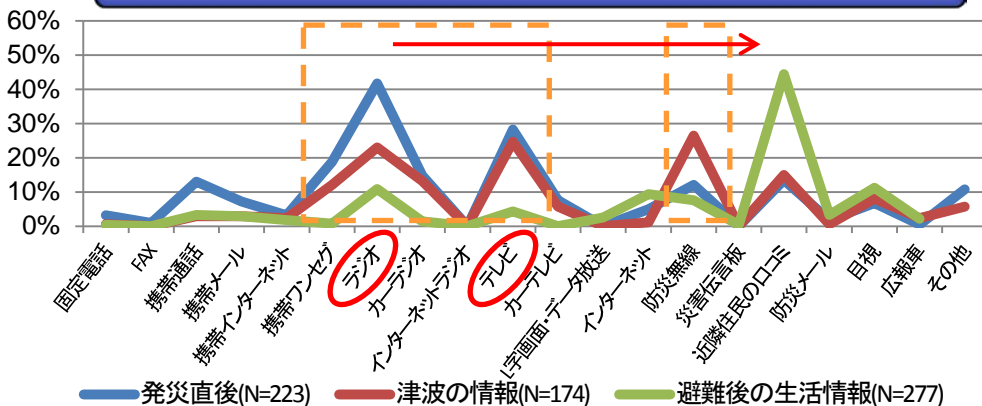
震災時利用メディアの評価



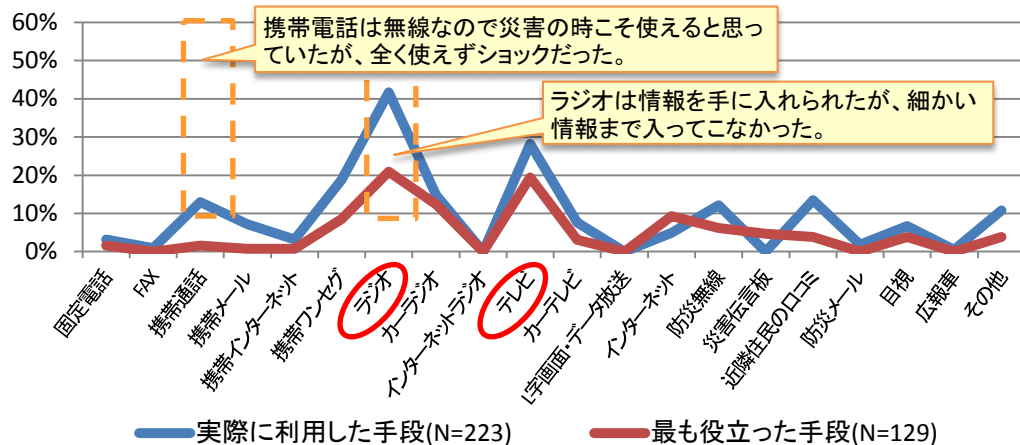
(2) 東日本大震災時の情報収集手段の変化 (インタビューコメント分析)

- 発災直後や津波情報の収集では、即時性の高い放送型ツールの利用率が高く、特にラジオとテレビは有用性が高い。一方、被災地でのインターネット利用は限定的であるが、先進ユーザの中ではTwitter等を活用して、震災後の生活情報収集の口コミに近い、即時性・地域性の高い情報収集を実現しており、ICTツールの活用の可否による情報格差が示唆される。
- また、発災直後の利用が高かったラジオでも4割強であり、複数の伝達経路による迅速な情報伝達の必要性が示唆される。

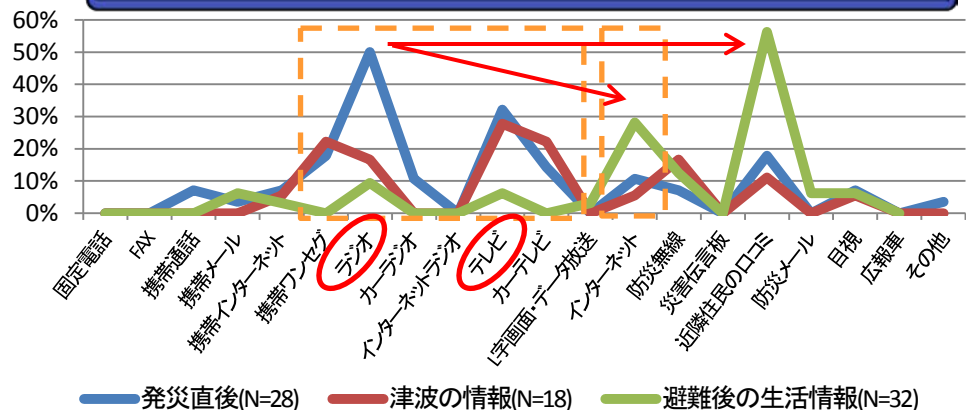
情報収集手段の変化



発災直後の情報収集手段と評価



インターネット先進ユーザ※の情報収集手段の変化



ラジオに関する被災者の声

- <発災直後>
- ・情報を得るためにカーラジオを聞きに行き、初めて大津波情報が発令しているのを聞いた。
 - ・
- <震災後>
- ・最も役立つしたのはラジオという実感を得た。
 - ・携帯ラジオを借りて、地域FMで災害情報、炊き出し、支援物資の配給の場所を知った。

※先進ユーザ: ①フェイスシートにおいて、TwitterあるいはSNSを「よく利用する」と回答したユーザ、あるいは②インタビューにおいて震災直後から避難後の生活情報の収集においてTwitterあるいはSNSを利用したと回答したユーザと定義。

(3) 臨時災害放送局の開設状況

- 東日本大震災に際しては、被災住民への災害情報・避難情報等の提供手段として、自治体が臨時災害放送局を開設。早いところでは震災当日に開設し、給水、炊き出し等の救援情報等を提供し、被害の軽減、被災者の生活安定に寄与。
- 震災後約1ヶ月以内には、津波による被害を受けた沿岸市町等の21市町で開局。その後も開局が続き、合計28市町が開局。現在は19市町が運用中。

臨時災害放送局とは

- 平成7年1月の阪神淡路大震災の際、兵庫県からの要望を受け、同年2月14日付けで「兵庫県臨時災害FM局」の免許を交付。
- これに併せ、放送法施行規則の一部改正により、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つ」ことを目的とする臨時かつ一時の目的のための放送として、制度的位置付けがなされたもの。
- 口頭での免許申請、口頭での免許伝達により、即時の放送開始が可能(臨機の措置。事後的に申請書類を受け付け、免許状を交付。)

【コミュニティFM放送との主な違い】

	臨時災害放送局	コミュニティFM放送
空中線電力	必要に応じ最小限	原則20Wまで
免許主体	地方公共団体	民間法人(株式会社等)
免許の期間	必要な期間(被災者の日常生活が安定するまで)。再免許可能。	5年間。再免許可能。

東日本大震災に係る開設状況

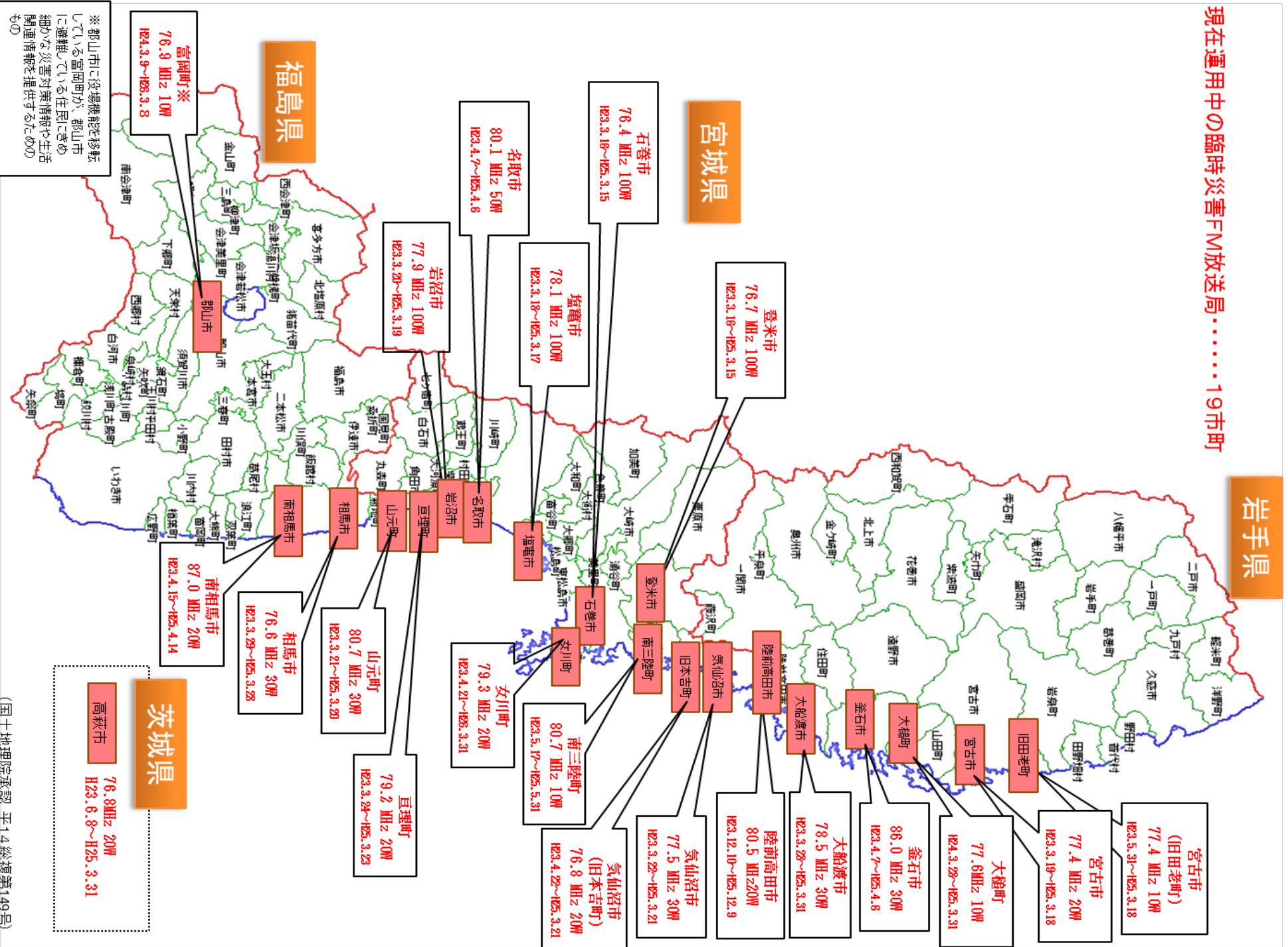
	運用中	廃止	合計
岩手県	5市町	2市	7市町
宮城県	10市町	1市	11市町
福島県	3市町	3市	6市町
茨城県	1市	3市	4市
合計	19市町	9市	28市町

※ 平成25年2月5日現在。

東日本大震災に係る臨時災害放送局の開設状況

(平成25年2月5日現在で運用中の局のみ記載)

現在運用中の臨時災害FM放送局……………19市町



(国土地理院承認 平14総標第149号)

2. 民間ラジオ事業者の現状

(1) 概要

ラジオ事業者の概要

	AMラジオ放送 (中波放送)	短波放送	FMラジオ放送 (超短波放送)
民放 (コミュニティFM放送を除く。)	TV・AM兼営社：34社、206局 (役職員数平均：192人) AM単営社：13社、56局 (役職員数平均：64人) 合計：47社、262局 (役職員数平均：156人)	1社、2局 (役職員数77人)	51社(52波)、281局 (役職員数平均：39人)
コミュニティFM放送	—	—	266社、375局
NHK	NHKラジオ第1：230局 NHKラジオ第2：142局 合計：372局	国際放送：2局	NHK-FM：527局
放送大学	—	—	1社、2局

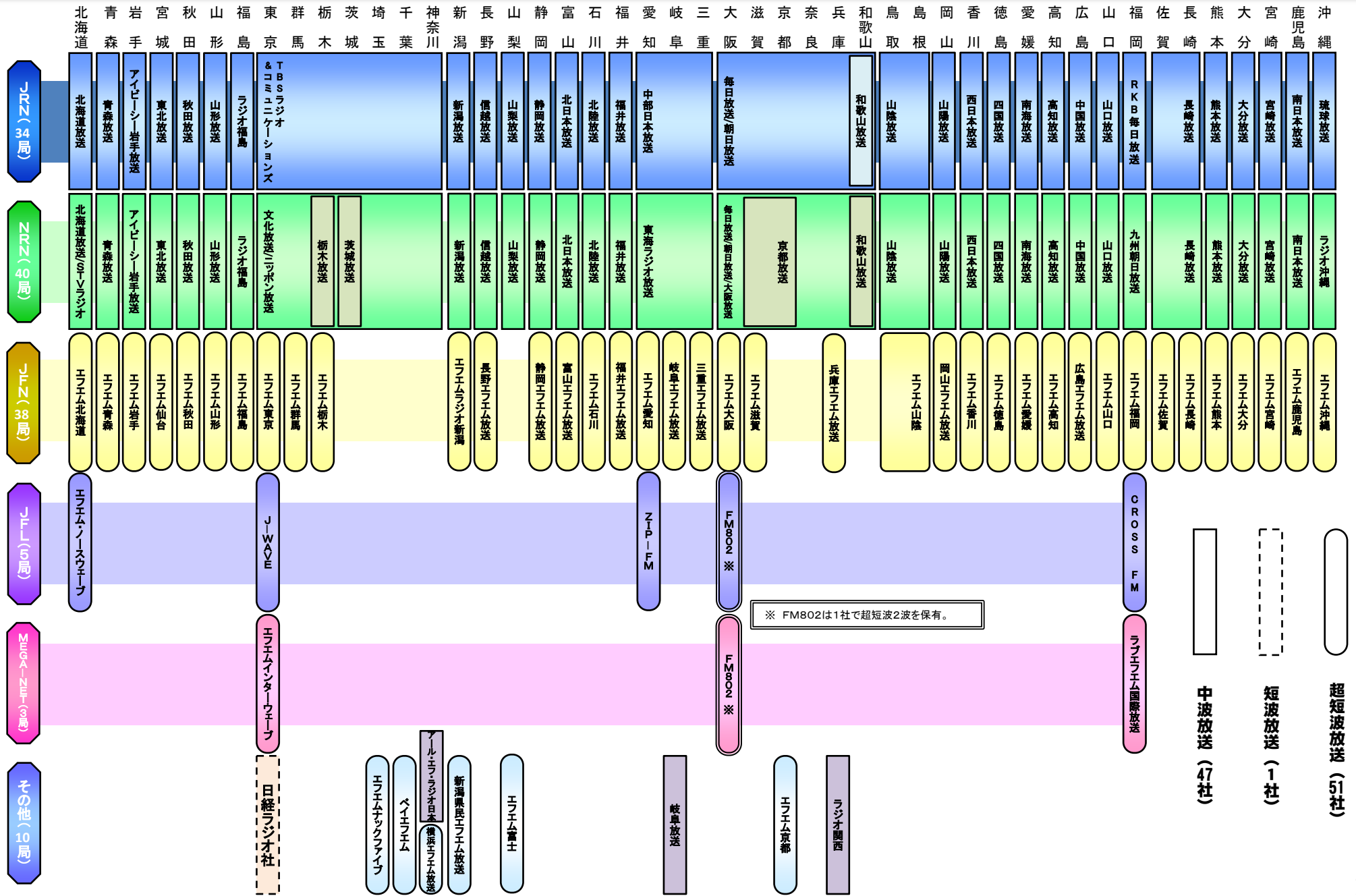
※ 本年1月末現在。

※ AMラジオ放送の局数には混信対策FM局の局数は含んでいない。

※ 超短波放送の数値にはFM多重放送及び臨時災害FM放送の数値は含んでいない。

※ 役職員数は「民放便覧2012/2013」(一般社団法人日本民間放送連盟)に掲載の数値から集計。

民間ラジオ事業者の番組系列 (2012年4月1日現在)



※ FM802は1社で超短波2波を保有。

超短波放送 (51社)
短波放送 (1社)
中波放送 (47社)

AMラジオとFMラジオの特性

- AMラジオは1局当たりのカバーエリアが広いが、夜間における外国波の混信を受けやすい。FMラジオは1局当たりのカバーエリアが狭いが、雑音が少なく外国波による夜間混信もほとんどない。
- いわゆるソフト側の規律の差異はないが、AMラジオはテレビよりも歴史が古く、ローカル情報も比較的多い。FMラジオは音質の良さから音楽番組に適している。

	AMラジオ(中波放送)	FMラジオ(超短波放送)
周波数	531kHz～1602kHz(中波帯)までの9kHz間隔の周波数	76.1MHz～89.9MHz(超短波帯)までの0.1MHz間隔の周波数
変調方式	振幅変調(AM変調)	周波数変調(FM変調)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 地形等の影響を受けにくく1局当たりのカバーエリアが広い。 国境を越えて長距離伝搬するので、夜間になると外国の電波による混信を受けやすい。 中波放送の放送局の設置・移転には、国際調整が必要。 (ローカル番組比率【H20再免許時】: 48.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> 中波放送よりも1局当たりのカバーエリアが狭い。 中波放送よりも雑音に強く、高音質のステレオ放送が可能。 中波放送と比べて伝搬距離が短く、外国の電波による夜間の混信がほとんどない。 (ローカル番組比率【H20再免許時】: 43.7%)
放送開始時期	<ul style="list-style-type: none"> NHK: 1925年(大正14年)3月 社団法人東京放送局が放送開始。 民放: 1951年(昭和26年)9月 中部日本放送及び新日本放送(現毎日放送)が放送開始。 	<ul style="list-style-type: none"> NHK: 1969年(昭和44年)3月 本放送開始。 民放: 1969年(昭和44年)12月 愛知音楽エフエム放送(現FM愛知)が本放送開始。
制度	<ul style="list-style-type: none"> 普及義務、番組準則、番組調和原則、番組基準、放送番組審議機関、番組種別の公表、災害放送等いわゆるソフト側の規律については、差異は設けられていない。 技術基準、周波数使用計画等いわゆるハード側の規律については、異なる場合がある。 	

ラジオの特性（例）

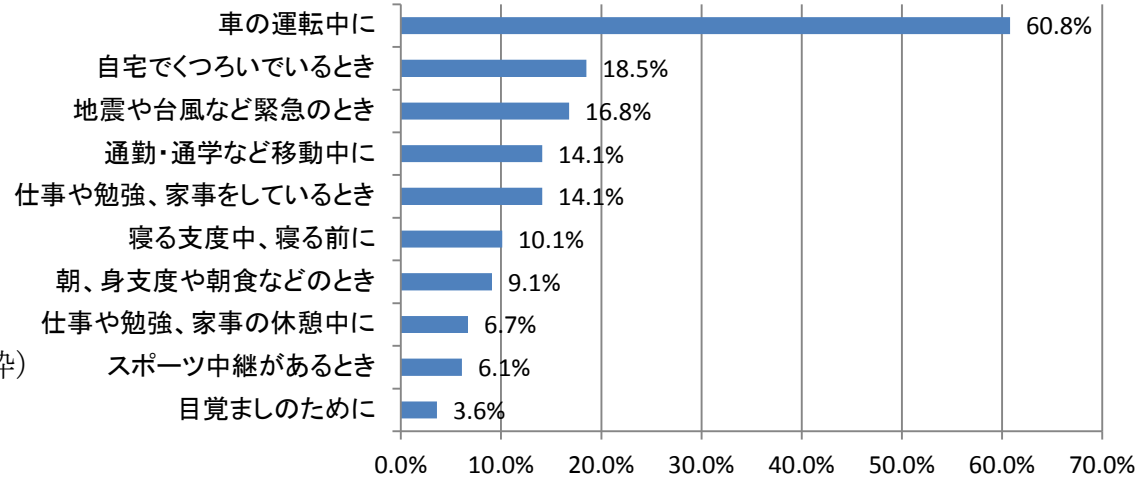
■ 音声メディアとしての手軽さ、確実さ

・いわゆる「ながら聴き」スタイルの定着

➢車の運転中、通勤・通学中、仕事・家事中
などが上位を占める。

・緊急時の頼れるメディアとして活用

(2011年9月 Life Media 「ラジオに関する調査。」より抜粋)

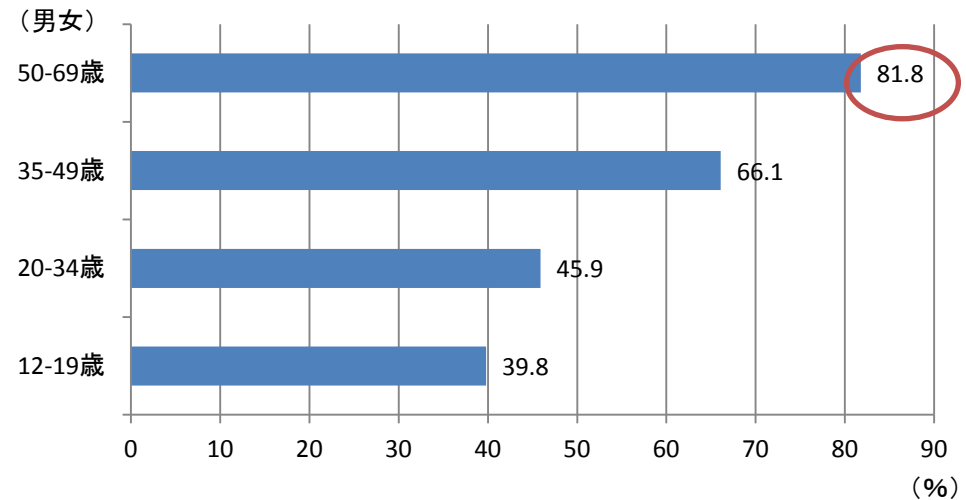


■ 中高年・シニア世代の情報源

➢一週間に5分以上ラジオを聴取した男女

50～69歳代は約8割

((株) ビデオリサーチ 首都圏ラジオ個人聴取率調査 (2012年12月度) 結果)



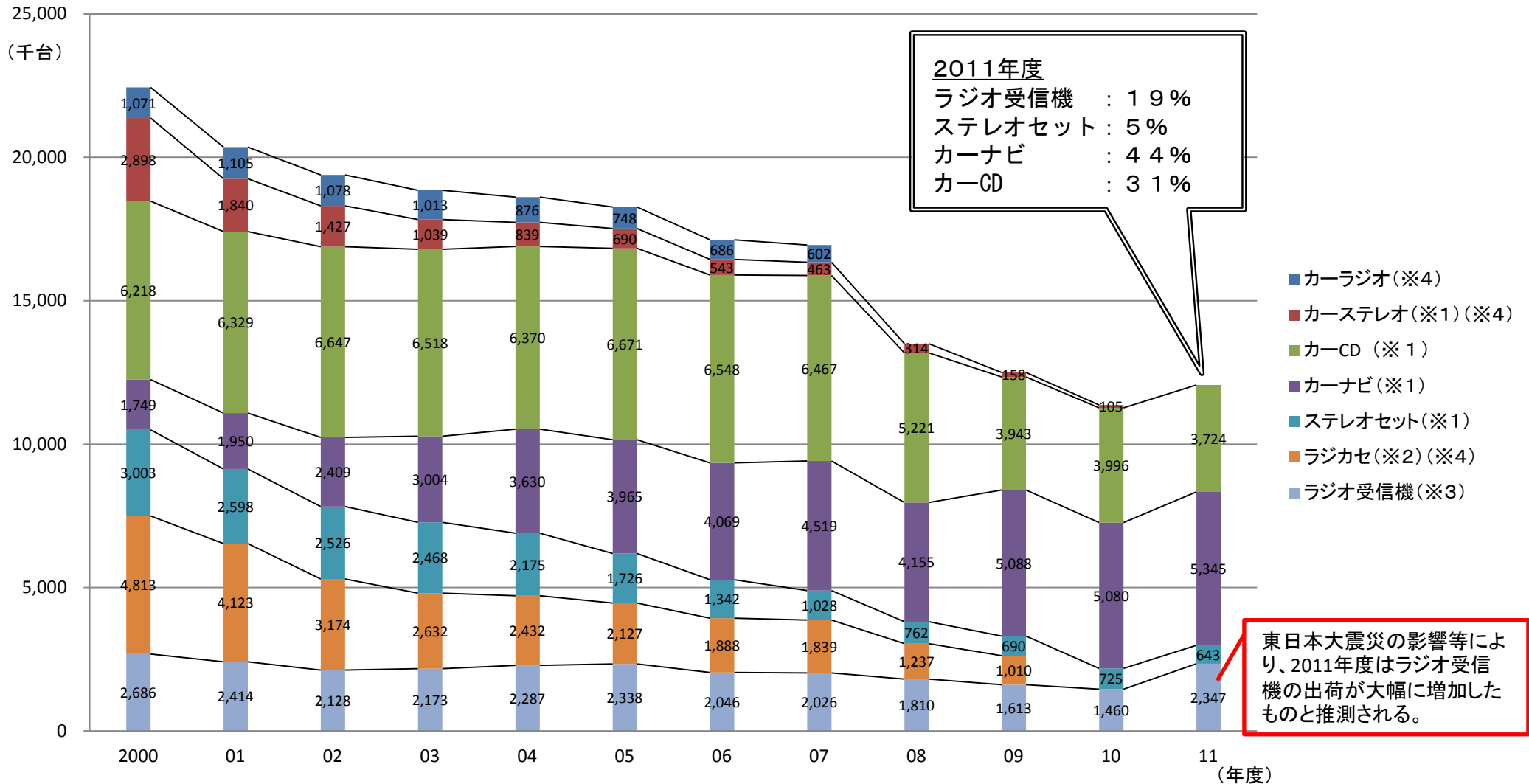
■ 地域情報の重要な発信源

・コミュニティFMの普及

➢全都道府県で266局が開局・運用中

(2013年1月末現在 総務省調べ)

ラジオの国内出荷台数の推移



※1 ラジオ機能のないタイプのもも一部含まれている。

※2 ラジカセのCD機能の付いたものとMD機能の付いたものを含む。

※3 ラジオ機能のみの受信機

※4 カーラジオ(07年度まで)、カーステレオ(10年度まで)、ラジカセ(10年度まで)は、調査が終了

(出典: JEITA『2008民生用電子機器国内出荷データ集』及びJEITAホームページを基に作成)

(2) ラジオを巡る諸課題

民間AMラジオ送信所の安全性

- ▶ 民間AMラジオの送信所は広大な敷地を必要とするため、概ね平野部に設置されている。
- ▶ 海や河川の近くに設置されている場合が多く、こうした送信所は、津波や洪水の被害を受けやすいと考えられる。

1. AMラジオ送信所の立地状況（民間ラジオの親局の例）

海岸からの距離 海拔	海岸沿い	海岸から約10km以内	それ以外	合計
海拔5m未満	4局	3局	4局	11局
海拔5m以上10m未満	6局	8局	2局	16局
海拔10m以上20m未満	0局	1局	4局	5局
海拔20m以上	0局	4局	11局	15局
合計	10局	16局(※)	21局(※)	47局

※:「海岸から約10km以内」及び「それ以外」の局であっても、37局中35局は河川の近くに立地。

2. 東日本大震災における被害状況

【東北放送仙台送信所(親局)】(宮城県)

<海拔2m 海岸から約2.4km>

- 当時の津波は約3m。
- 局舎を1mかさ上げして設置しており、放送設備は水浸しにならず無事。ただし、フェンス類等の周辺施設は倒壊。
- 津波では停波しなかったが、停電後に予備電源の燃料が尽きて停波。本社屋上の予備送信所により放送継続。

平成23年3月12日撮影



民間AMラジオ送信アンテナの問題

- AMラジオの送信所、特に送信アンテナは大規模であるため更新に多額の費用を要する。また、FMラジオと異なり中波放送では、送信アンテナの大きさが使用する周波数に影響を受けるため、他の事業者との共用が困難であり、1社当たりの負担が大きい。
- さらに、送信アンテナの工事には長期間を要すること等から別の場所に移転して整備する場合、広大な敷地を必要とするため、土地の確保が困難。
- 近年の厳しい経営環境下、送信アンテナの更新は民間AMラジオ事業者にとって大きな負担であり、運用が長期化している状況。

AMラジオ送信所外観（例）



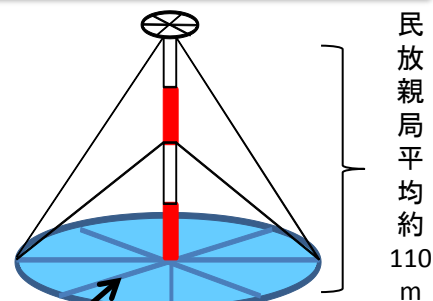
大出力送信所の例

（出力100kW、送信アンテナ高150m。右下の茶色の建物が局舎。）

AMラジオ送信所が大規模となる理由

- AMラジオが使用している中波は波長が長いため、電波を効率よく送信するために大規模な送信アンテナが必要となる。（民放全47社の親局送信所の平均地上高：約110m）
- AMラジオの送信所では、電波を効率よく放射するため、銅線を放射状に埋設している。このラジアルアースは、100m～150m程度の長さが必要となるため、広大な敷地が必要となる。
- 移転して整備した場合、関東広域局の親局の100kWクラスだと、約20億円を要するとの試算例あり（新規土地取得費、近隣対策費等を除く。）。

AMラジオ送信アンテナ（イメージ）



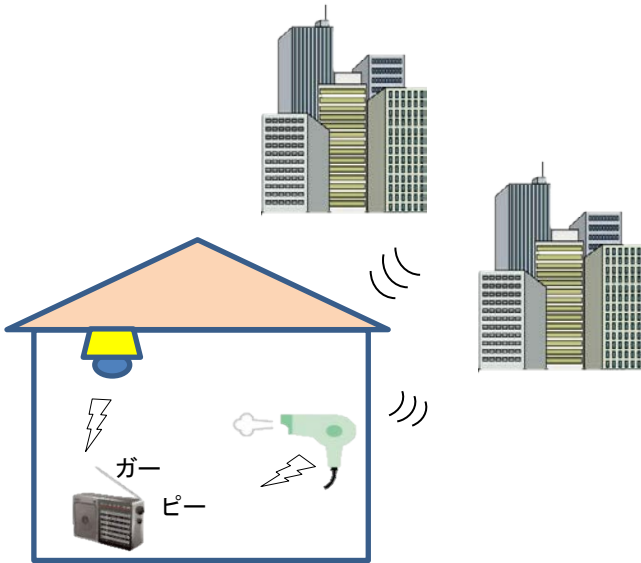
ラジアルアース（100m～150m程度）

ラジオ難聴の現状

- 電子機器等の普及や建造物の構造の変化(高層化・堅牢化)により、都市部においてラジオの難聴が生じている。また、山間部や離島等地理的・地形的な要因による難聴、外国波混信による難聴も依然として存在。
- 特に、AMラジオは、周波数及び伝送方式の特性から外国波による混信を受けやすい。

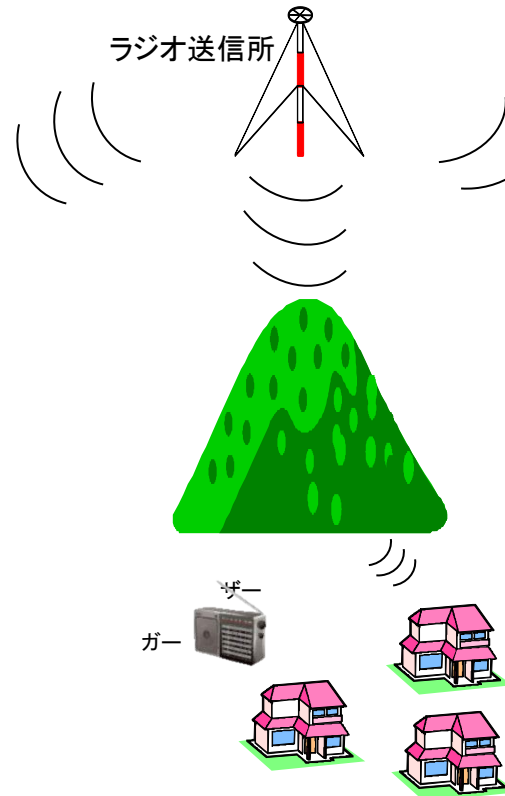
①都市型難聴

ビル等の建築物による遮蔽や、電波を透過しないコンクリート壁による電界低下。電子機器類からの電気雑音の影響により、良好な受信が困難となる。



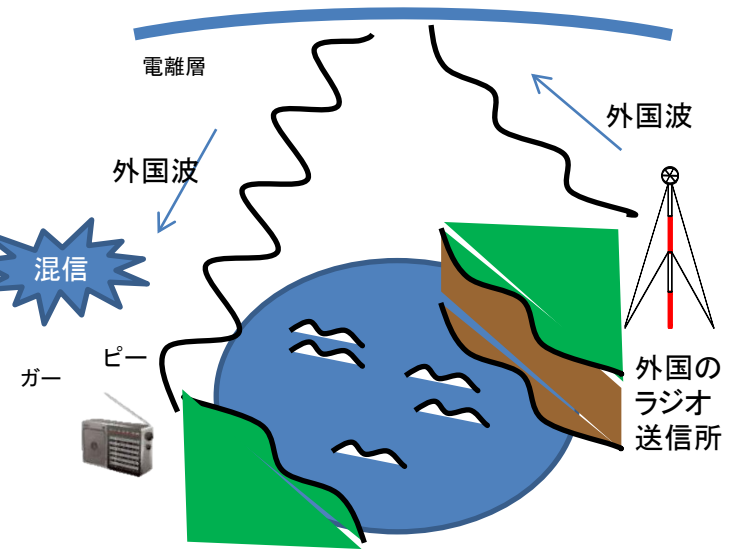
②地理的・地形的難聴

地表波が山岳等を超える際に減衰することで、受信に必要な電界強度が確保できず、良好な受信が困難となる。



③外国波混信による難聴

中波は、昼間は地表波で伝搬し、長距離伝搬しないが、夜間は電離層の反射波により長距離伝搬するため、外国波が到達することにより、混信が発生し、良好な受信が困難となる。

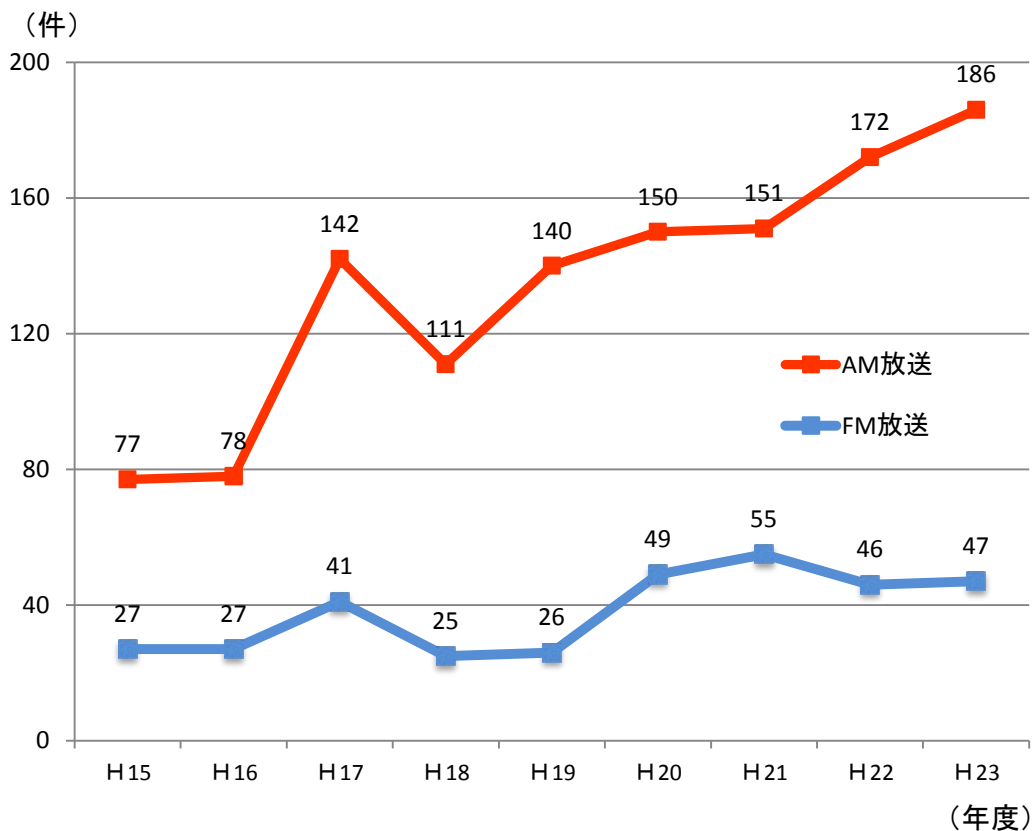


ラジオの受信相談数推移

(関東総合通信局における受付実績)

- 近年ラジオの受信相談は増加傾向。特にAMラジオの受信相談が大きく増加。
- 受信相談の内容としては、AMラジオの場合、電気機器からの電気雑音による難聴や鉄筋の集合住宅内の難聴が多い。

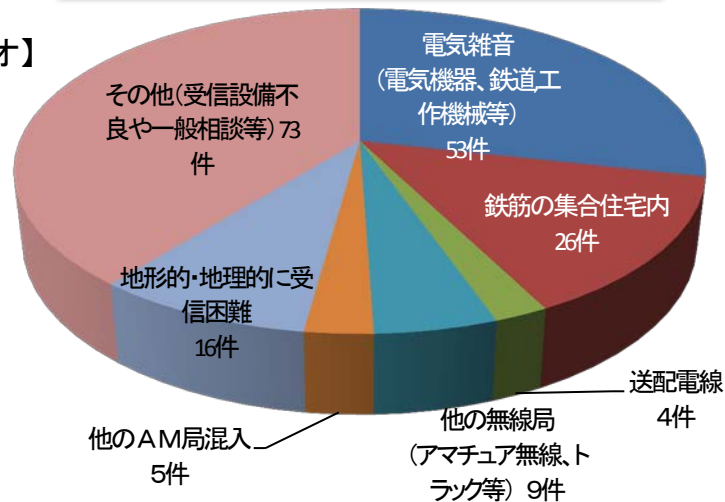
【年度別ラジオ受信相談件数 (H15年度～H23年度)】



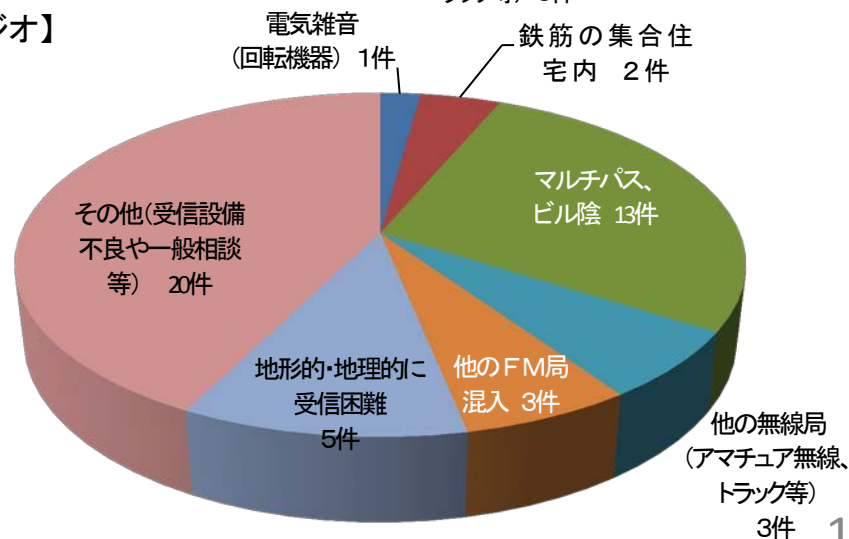
※関東総合通信局…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の1都7県を所管

【受信相談内容内訳 (H23年度)】

【AMラジオ】



【FMラジオ】



都市型難聴における新たな事案例

- 近年、LEDディスプレイ、光回線終端装置、液晶ディスプレイ、地デジチューナー、光電話用ルータといった新しい機器が原因のラジオの受信障害が生じている。

地方総合通信局等への相談事例

1. LEDディスプレイが原因のFMラジオの受信障害

パチンコ店に設置されていた屋外の大型LEDディスプレイから電気雑音が発生。LEDディスプレイの映像信号をコントロールする制御信号の漏えいによるものと推定。

2. 光回線終端装置が原因のAMラジオの受信障害

電柱の近くに設置されている光回線終端装置から不要電波が発射。電源ユニットの故障が原因。

3. 液晶ディスプレイが原因のAMラジオの受信障害

PCサーバー用液晶ディスプレイから不要電波が発射。停電のため液晶ディスプレイの電源を無停電電源装置を有する局舎の電源系統に接続したところ、商用電源を逆流し、電柱を伝わり外部に発射。

4. 地デジチューナーが原因のAMラジオの受信障害

民家に設置されていた簡易地デジチューナーのACアダプターから雑音が発生。ラジオと同じ電源を使用、ラジオの受信性能があまり良くない、ラジオの電波が弱い等の条件下において障害が発生し得ることをメーカーが確認。

5. 光電話用ルータが原因のAMラジオの受信障害

宅内の光電話用ルータの故障により障害が発生。総通局において、同一機種において同様の障害が潜在的に発生し得ることを確認。メーカーは取扱説明書に掲載して対応。

災害放送の高度化・迅速化の例①（緊急警報放送の実施）

- ▶ 津波情報等の迅速かつ確実な伝達のため、受信機を自動的に起動させる「緊急警報放送」を実施中。

防災4庁（国土庁、消防庁、気象庁及び警察庁）とNHK、民放連による申し合わせ（昭和60年5月21日）を踏まえ、

(1) 大規模地震の警戒宣言※¹が発せられた場合

(※¹ 大規模地震対策特別措置法 第九条第一項)

(2) 津波警報※²が発せられた場合

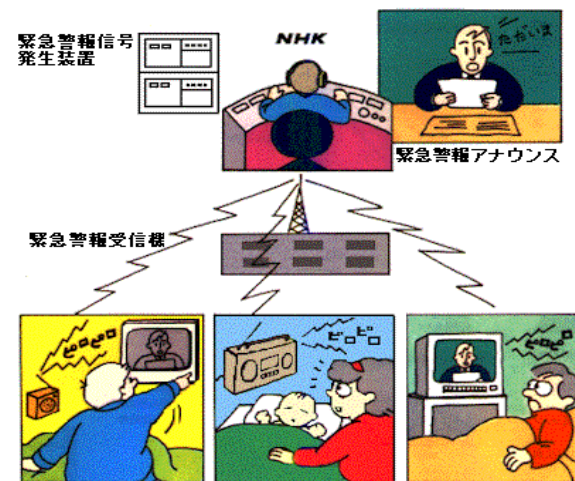
(※² 気象業務法 第十三条第一項)

(3) 自治体の長から避難指示等の放送の求め※³があった場合

(※³ 災害対策基本法 第五十七条)

において、放送局から、注意喚起のための警報音とともに、待受け状態の受信機を自動的に起動させるための緊急警報信号を放送波によって送出し、この後に（1）から（3）の緊急警報の内容を放送するもの。

緊急警報システム



緊急警報放送開始時の画面例



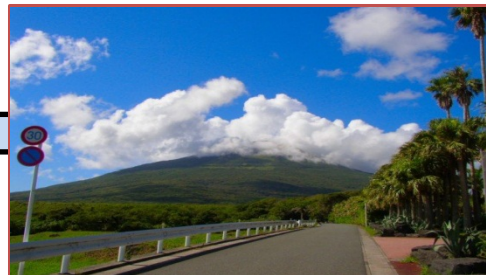
- NHKでは、毎月1日（1月は4日）の正午前に、総合テレビ、AMラジオ第一及びFMで試験信号の放送を実施。

災害放送の高度化・迅速化の例②（緊急地震速報の高速化）

- 緊急地震速報の高速化を図るため、「緊急地震速報」の文字スーパーと音を先行して放送する仕組みを導入。
- NHKは全国で完全対応済み。民放においても順次導入が進んでいる。

改善手法の表示イメージ

従来の手法



チャラン
チャラン

時間

約2秒後に表示

気象庁が緊急地震速報を発表



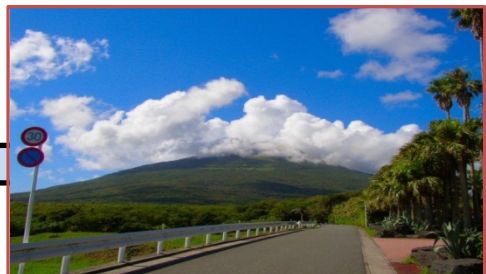
緊急地震速報
又る前に知る

揺れ始め

文字スーパーと音を先行して速やかにお知らせ

揺れ始めが早くてもその前に速報

平成22年8月以降
(順次導入)



チャラン
チャラン

時間

約2秒後に表示

文字スーパーを0.1秒～0.2秒後に表示

災害対策基本法上の指定地方公共機関としての指定状況

- 民間テレビ事業者124社、民間ラジオ単営事業者62社が災害対策基本法に定める「指定地方公共機関」に指定されている。

「指定地方公共機関」(都道府県知事が指定)の指定状況

- テレビ (AMラジオとの兼営社含む) 124社
- AMラジオ (単営社のみ) 12社
- FMラジオ 49社
- 短波ラジオ 1社
- 計 186社

※ NHKは、指定公共機関(内閣総理大臣が指定)に指定されている。

(参考)指定地方公共機関及び指定地方公共機関の責務

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(3) 民間ラジオ事業者の経営状況

地上系放送事業者の収支状況（H23年度）

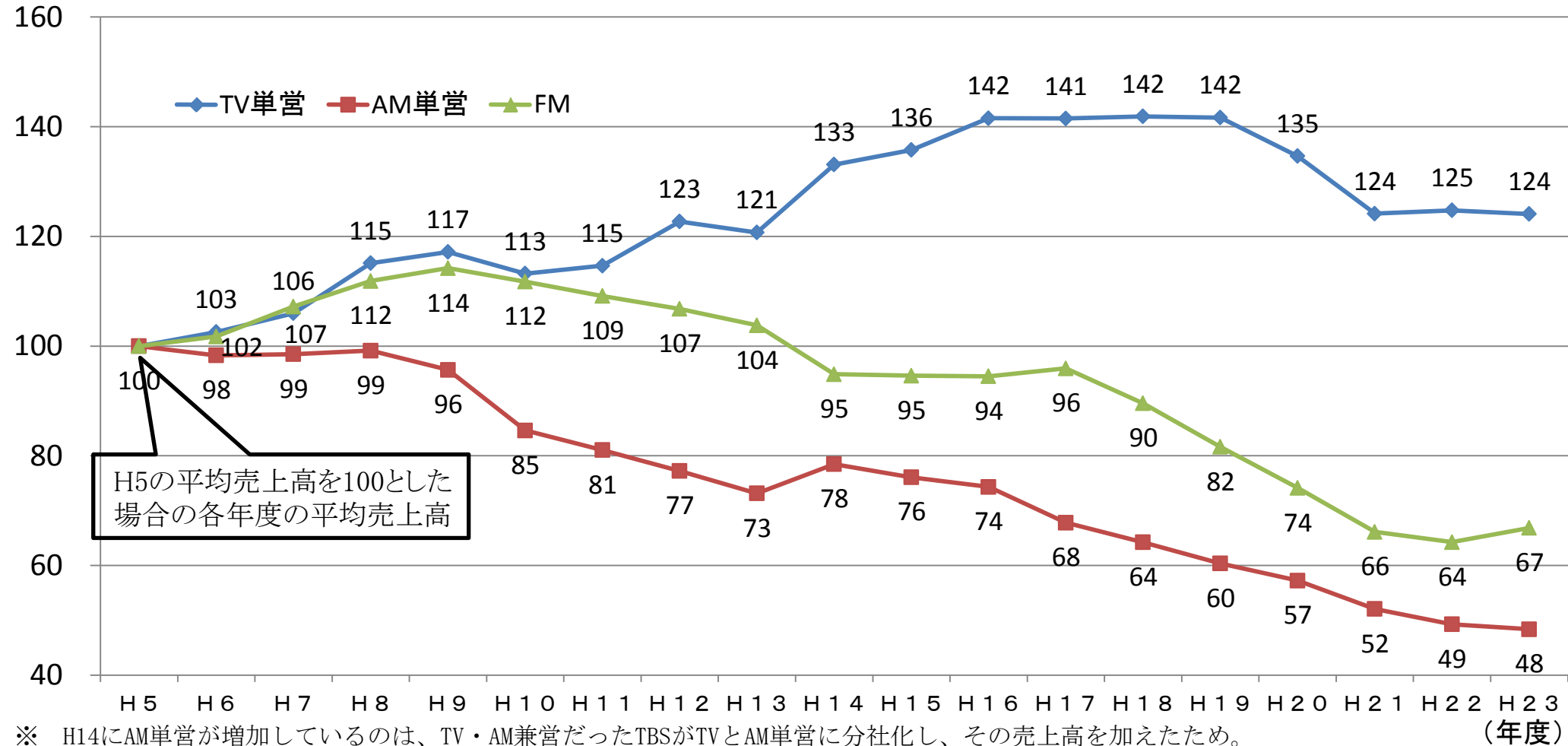
- 1社平均の売上高は、TV単営が約190億円で最も多く、TV・AM兼営はその約1/2、AM単営は約1/5、短波は約1/12、FMは約1/17。
- 広告・広告外収入の比率は、1社平均で、TV・AM兼営10:1、TV単営、FM5:1、AM単営及び短波3:1となっており、広告外収入の割合はAM単営及び短波が最も高い。
- 1社平均の当期利益は、TV単営が6.3億円で、TV・AM兼営はその約1/4、短波やFMはそれぞれ約1/30、1/60。AM単営については赤字であり、経営がより厳しい。

（億円）

H23年度		売上高			営業費用	営業利益	経常利益	当期利益
		広告収入	広告外収入					
TV単営	93社合計	17,678.6	14,857.8	2,820.8	16,625.8	1,052.8	1,203.0	588.1
	1社平均	190.1	159.8	30.3	178.8	11.3	12.9	6.3
TV・AM兼営	34社合計	3,578.5	3,264.0	317.0	3,433.6	144.9	179.1	59.7
	1社平均	105.2	96.0	9.3	101.0	4.3	5.3	1.8
AM単営	13社合計	510.5	359.0	167.0	510.3	0.2	4.7	-9.2
	1社平均	39.3	25.6	11.9	39.3	0.01	0.4	-0.7
短波	1社	16.0	(AM単営に合算)	(AM単営に合算)	16.2	-0.2	-0.1	0.2
FM	52社合計	598.9	487.0	112.0	580.2	18.8	24.0	3.4
	1社平均	11.5	9.4	2.2	11.2	0.4	0.5	0.1
合計	193社合計	22,382.4	18,967.8	3,416.8	21,166.1	1,216.4	1,410.7	642.2
	1社平均	116.0	98.3	17.7	109.7	6.3	7.3	3.3

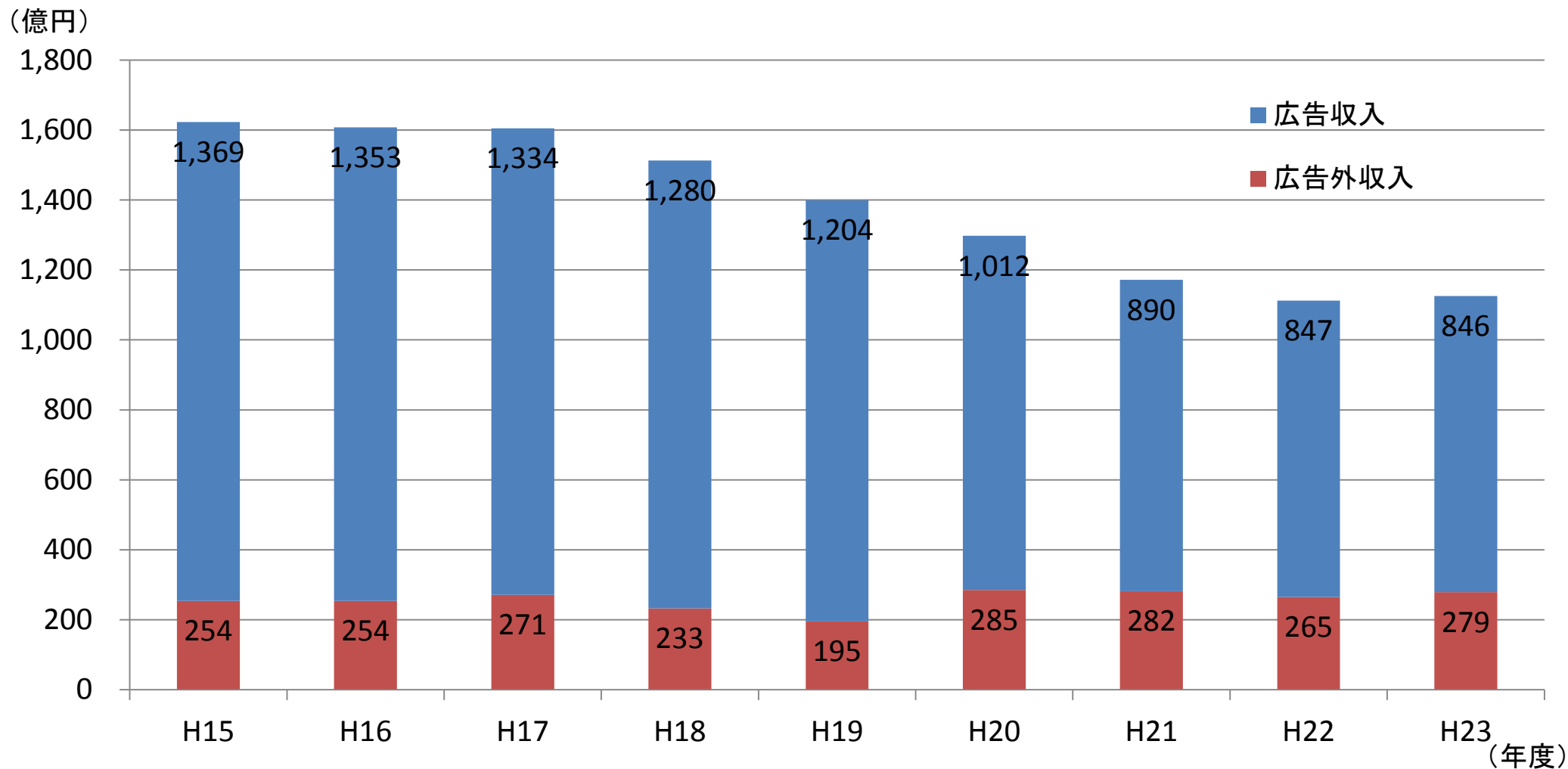
一社当たりの売上高の推移

- TV単営の売上高はリーマンショック(H20年度)以降減少に転じたもののここ数年は横ばい。
- AM単営はH6年度から、FMはH10年度から減少傾向であり、H23年度には、AM単営はH5年度の約5割の、FMでも約7割の規模まで減少。



民間ラジオ事業者の売上高の内訳推移

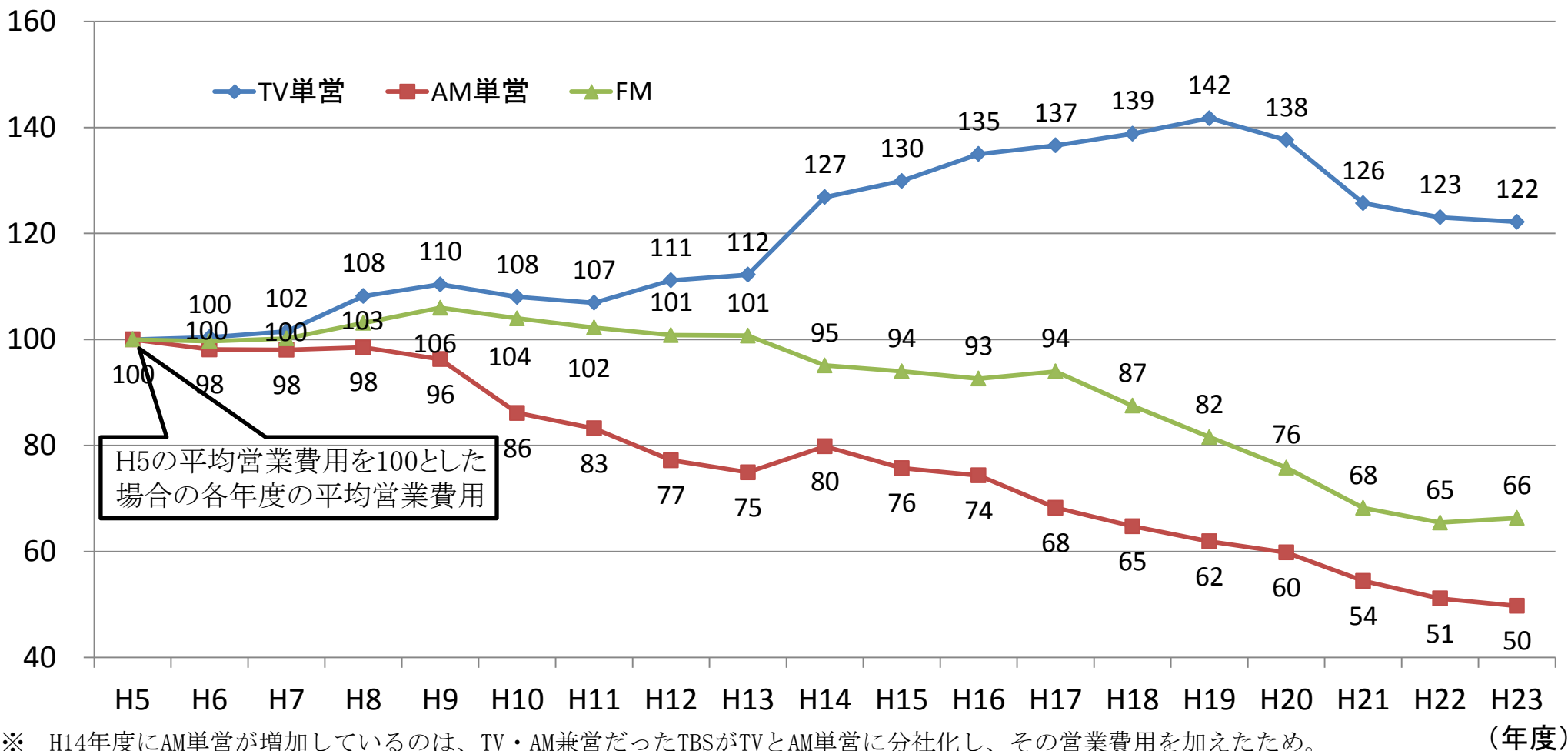
➤ ラジオ事業者の広告収入は右肩下がり。番組販売、イベント等による広告外収入もここ数年横ばいであり、収入の減少に歯止めがかからない状況。



※ ラジオ事業者は、AM単営及び短波14社(H15・16は13社)、FM:52社(H15~21は53社)。

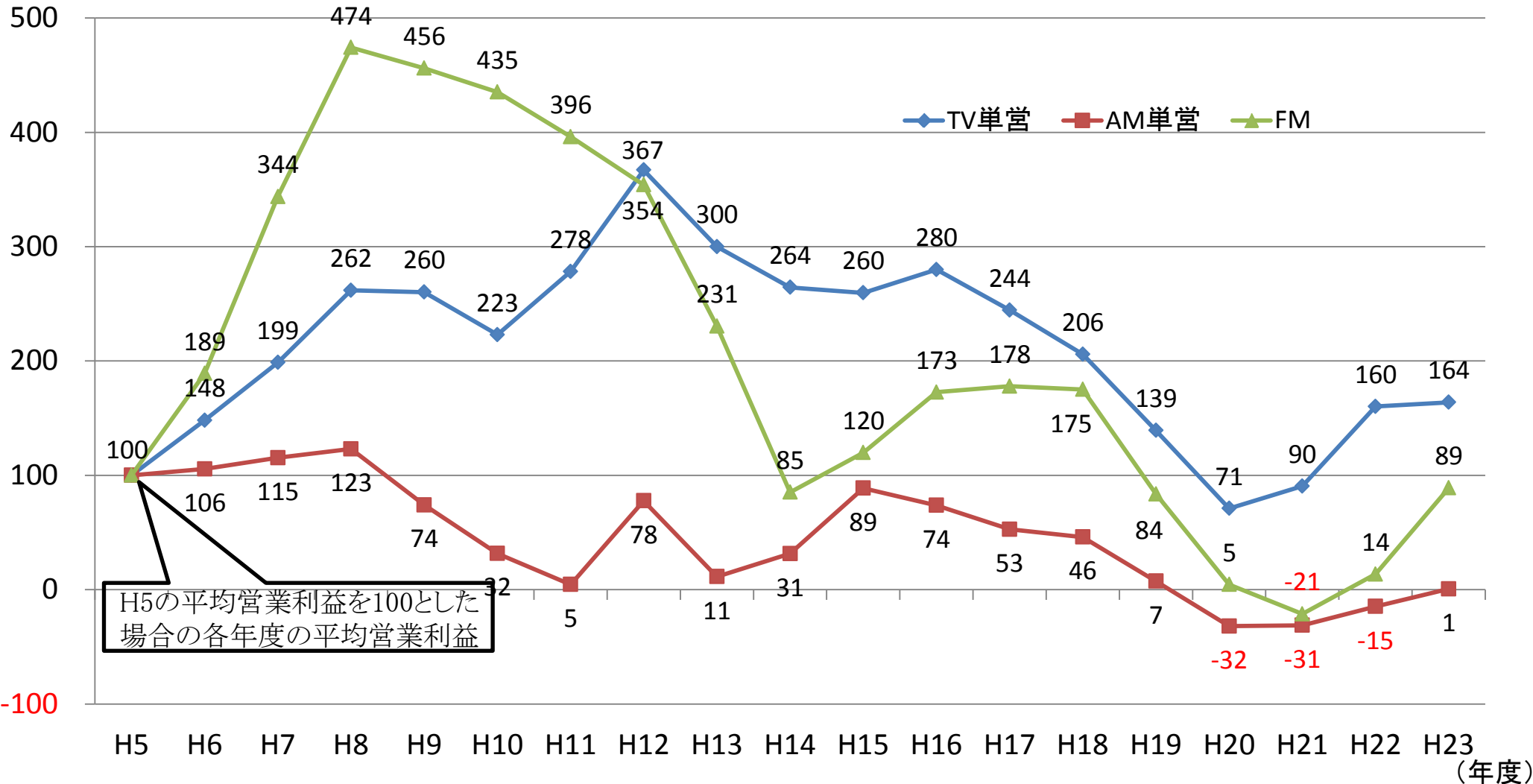
一社当たりの営業費用の推移

- TV単営の営業費用はリーマンショック(H20年度)以降減少に転じたもののここ数年は横ばい。
- AM単営はH6年度から、FMはH10年度から減少傾向であり、H23年度には、AM単営はH5年度の約5割の、FMでも約7割の規模まで減少。



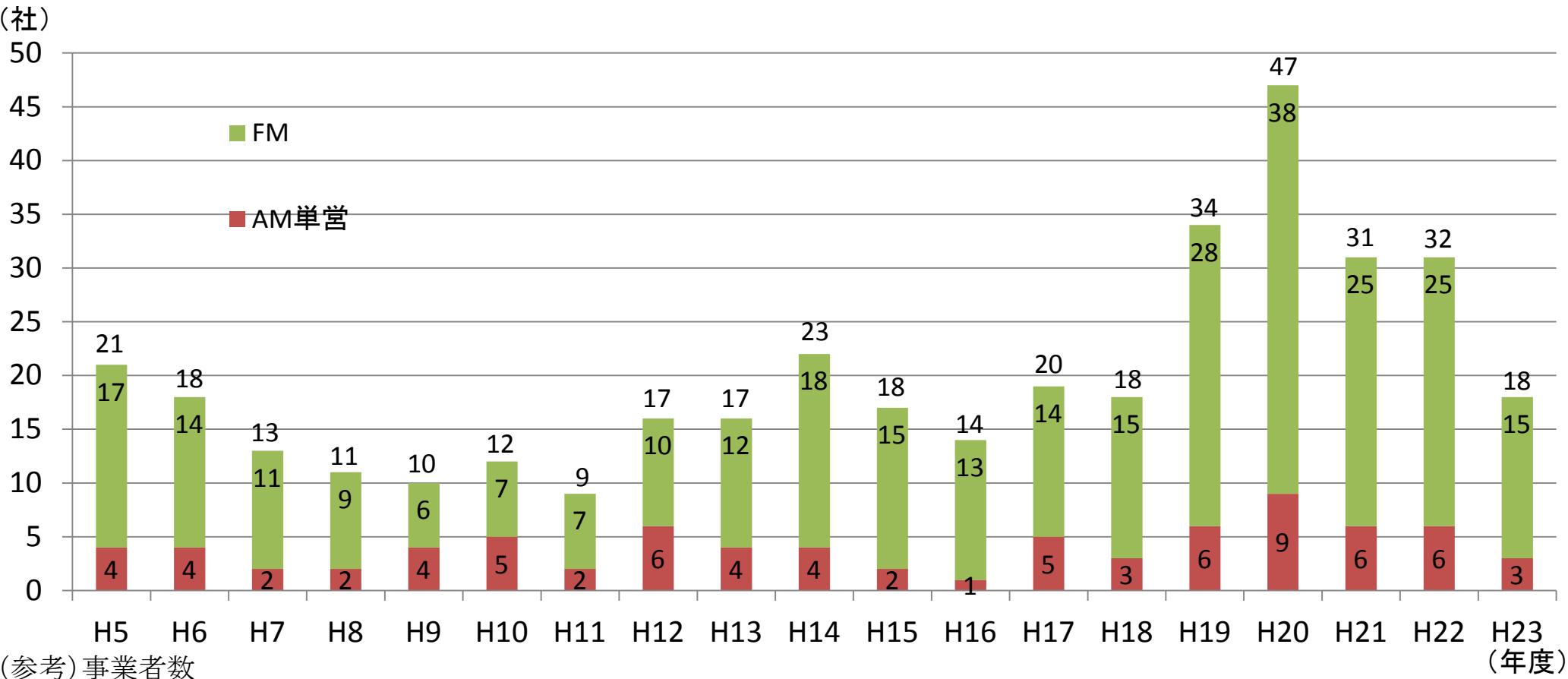
一社当たりの営業利益の推移

➤ 3分類ともH20年度(リーマンショック)頃まで減少傾向で、その後やや回復したが、H23年度においてもピーク時には遠く及ばず、AM単営及びFMはH5年度の水準にも戻っていない。



民間ラジオ事業者の赤字社の推移

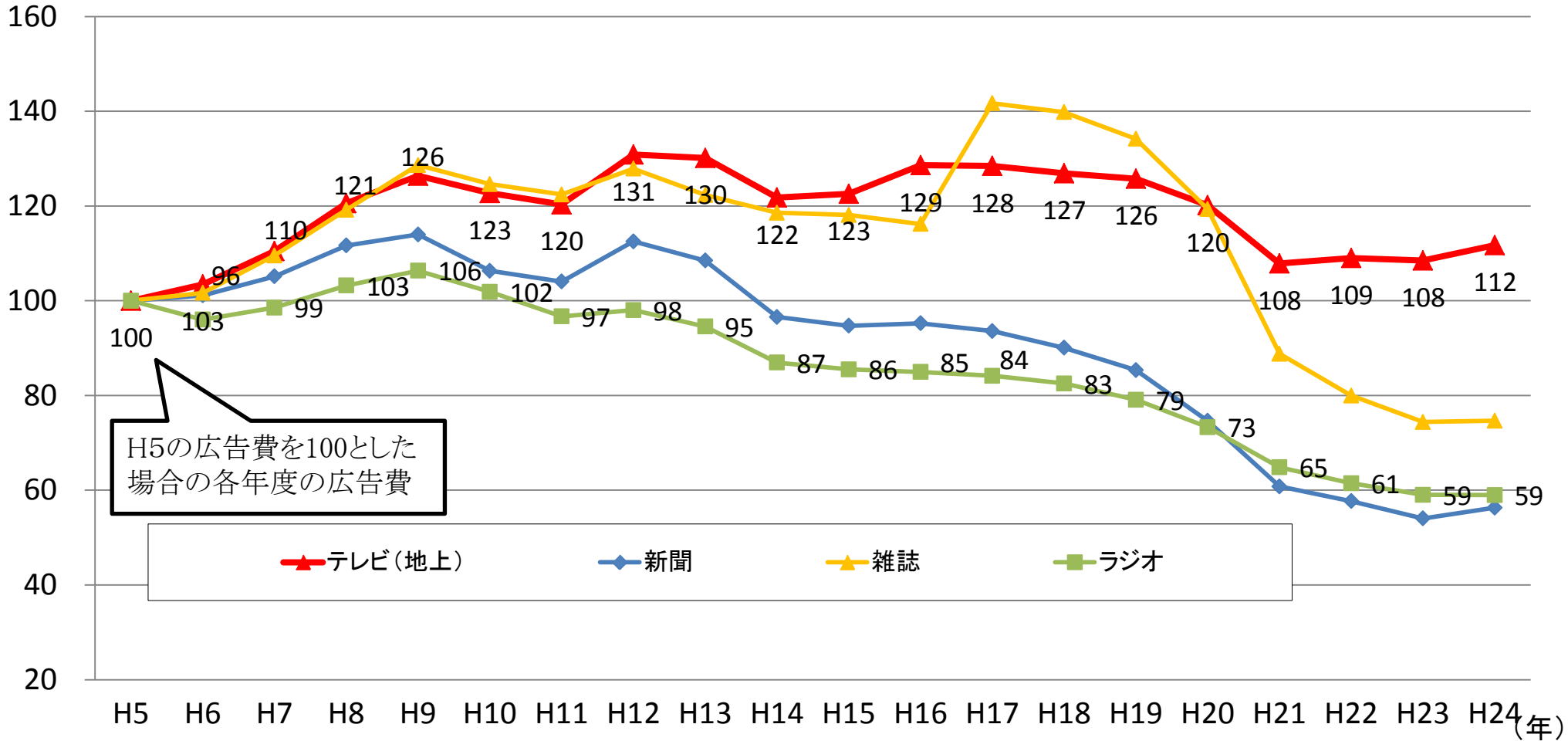
➤ 赤字(当期損失ベース)の社数は、景気の影響等により増減を繰り返しているが、全体として増加傾向。



	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
合計	54	55	57	59	60	61	61	63	64	65	65	65	66	66	66	66	66	65	65
FM	43	44	46	48	49	50	50	52	53	53	53	53	53	53	53	53	53	52	52
AM単営	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	13	13	13	13	13	13	13

広告費の推移

➤ テレビ(地上)の広告費は、リーマンショック(H20年)の影響によりH21年に大きく減少したが、その後は横ばいである一方、ラジオの広告費はH10年から右肩下がり。

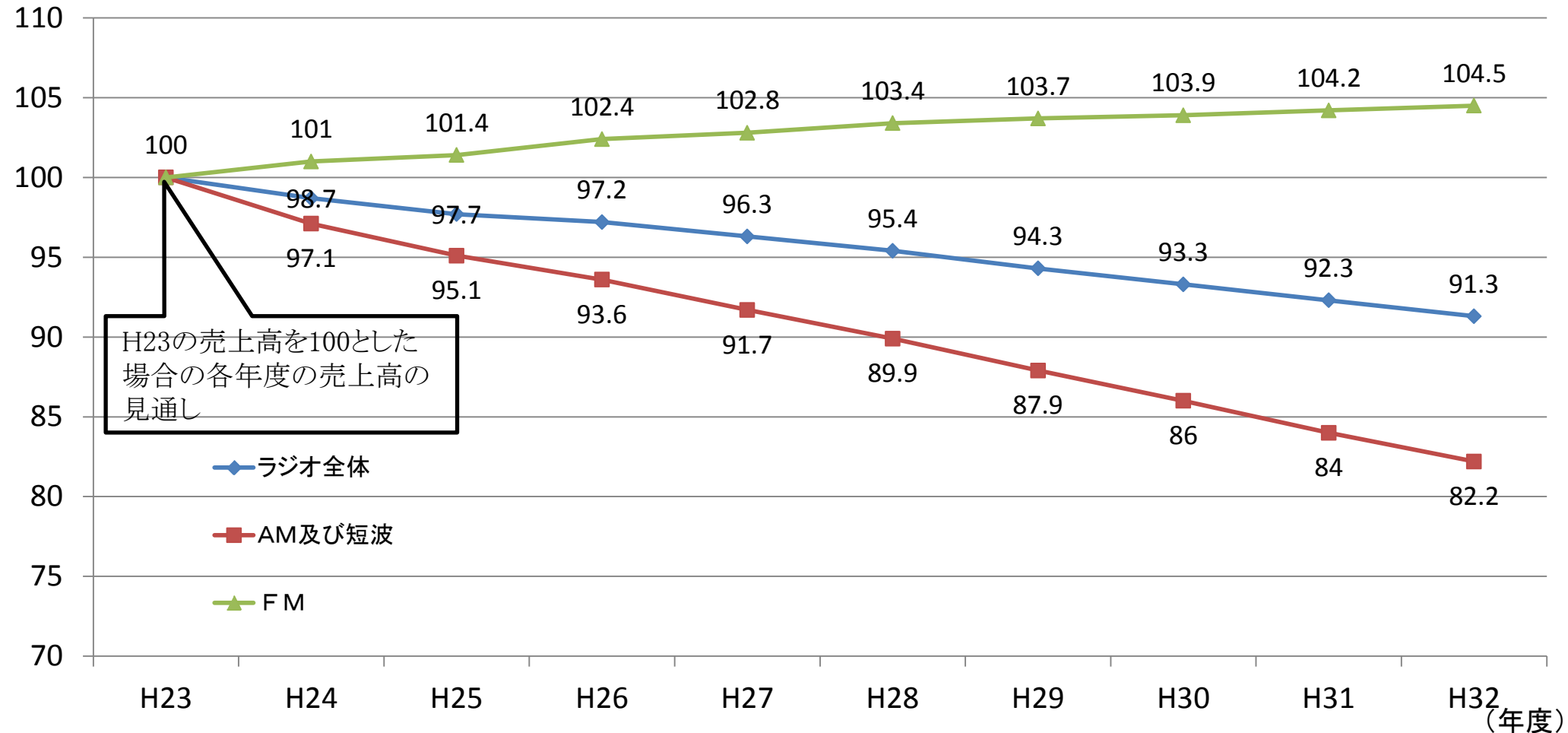


注 平成19年に平成17年まで遡って推定範囲の改訂を行っており、「雑誌」については、平成16年、平成17年は厳密には連続しない。

出典:『日本の広告費』(電通)

民間ラジオ事業者の売上高の今後の見通し

➤ AM及び短波はH32年度まで年平均約1.8%減、FMは年平均約0.5%増となり、ラジオ全体では、年平均約0.9%減になる見込み。(日本民間放送連盟研究所予測)



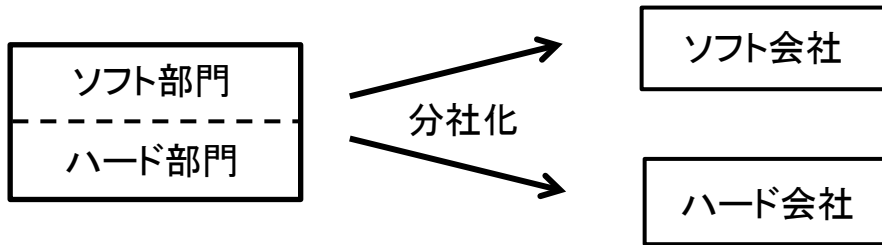
H23の売上高を100とした
場合の各年度の売上高の
見通し

◆ ラジオ全体
■ AM及び短波
▲ FM

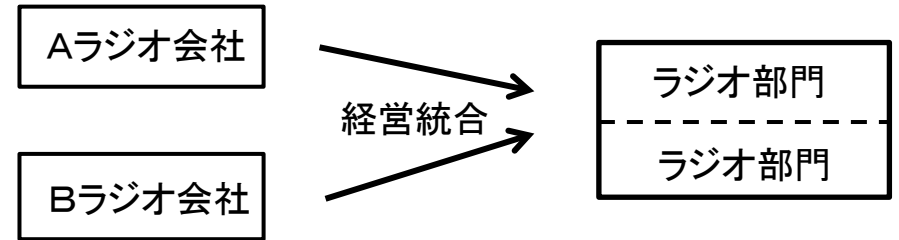
※ H24以降の売上高の伸び率は、『経営四季報2012冬号』(日本民間放送連盟研究所)の営業収入伸び率予測による。

最近のラジオに関する事業再編の例①

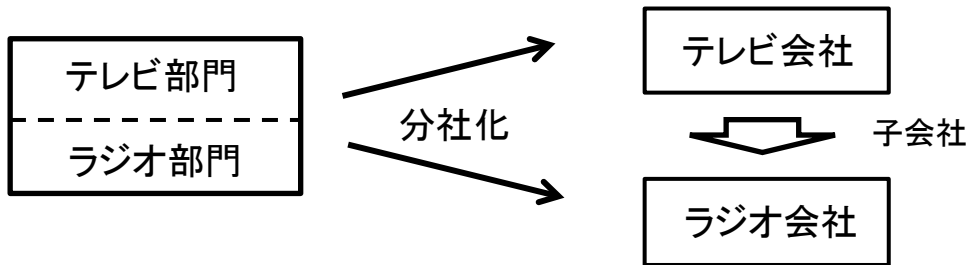
○ハード・ソフト分離 (例: 茨城放送)



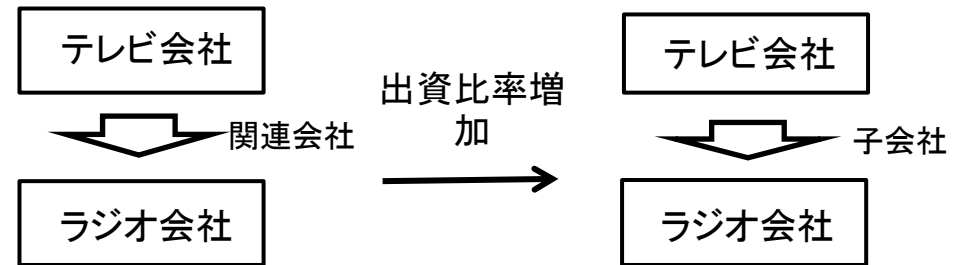
○1局2波 (例: FM802)



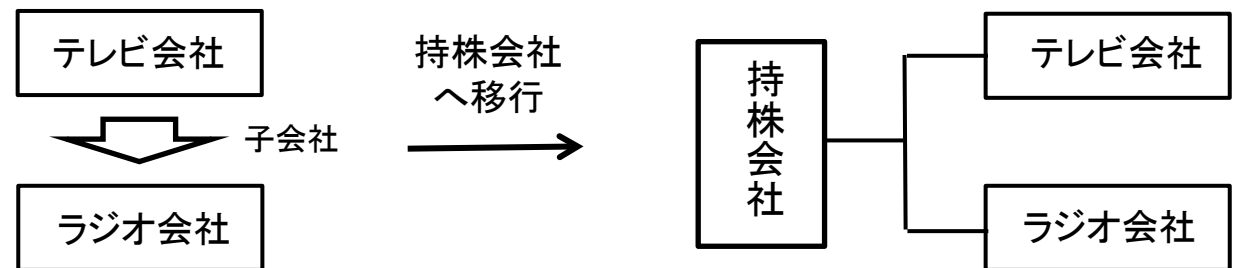
○ラジオ部門の分社化 (例: TBSラジオ)



○テレビ事業者による子会社化 (例: 栃木放送)



○認定放送持株会社制度の活用 (例: TBSラジオ)



最近のラジオに関する事業再編の例②

○ハード・ソフト分離【(株)茨城放送・(株)IBS(平成23年7月20日)】

- ・ AMラジオを行う(株)茨城放送が、(株)IBSに対し事業の一部譲渡を行い、同社が(株)茨城放送のAMラジオ局の免許人の地位を承継。(地上基幹放送の業務を行ういわゆるソフト事業((株)茨城放送)と、基幹放送局の運用を行ういわゆるハード事業((株)IBS)に分離)

○ラジオ部門の分社化【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ(平成13年10月1日)】

- ・ テレビとAMラジオを兼営する(株)東京放送から、ラジオ制作等子会社の(株)TBSラジオ & コミュニケーションズがAMラジオ局の免許人の地位を承継。
同様事例：(株)STVラジオ(平成17年10月1日)、(株)CBCラジオ(予定)

○1局2波【(株)FM802(平成24年4月1日)】

- ・ FMラジオを行う(株)FM802が、FMラジオ(外国語放送)を行う関西インターメディア(株)から放送事業の譲渡を受け、同社のFM放送局の免許人の地位を承継。

○テレビ事業者による子会社化【(株)栃木放送(平成24年3月)】

- ・ AMラジオを行う(株)栃木放送の株式を、テレビ放送を行う(株)とちぎテレビが取得し、子会社化。

○認定放送持株会社制度の活用【(株)TBSラジオ & コミュニケーションズ(平成21年4月1日)】

- ・ (株)東京放送の認定放送持株会社移行((株)東京放送ホールディングスに商号変更)により、認定放送持株会社の子会社に移行。
同様事例：(株)ニッポン放送(平成20年10月1日)

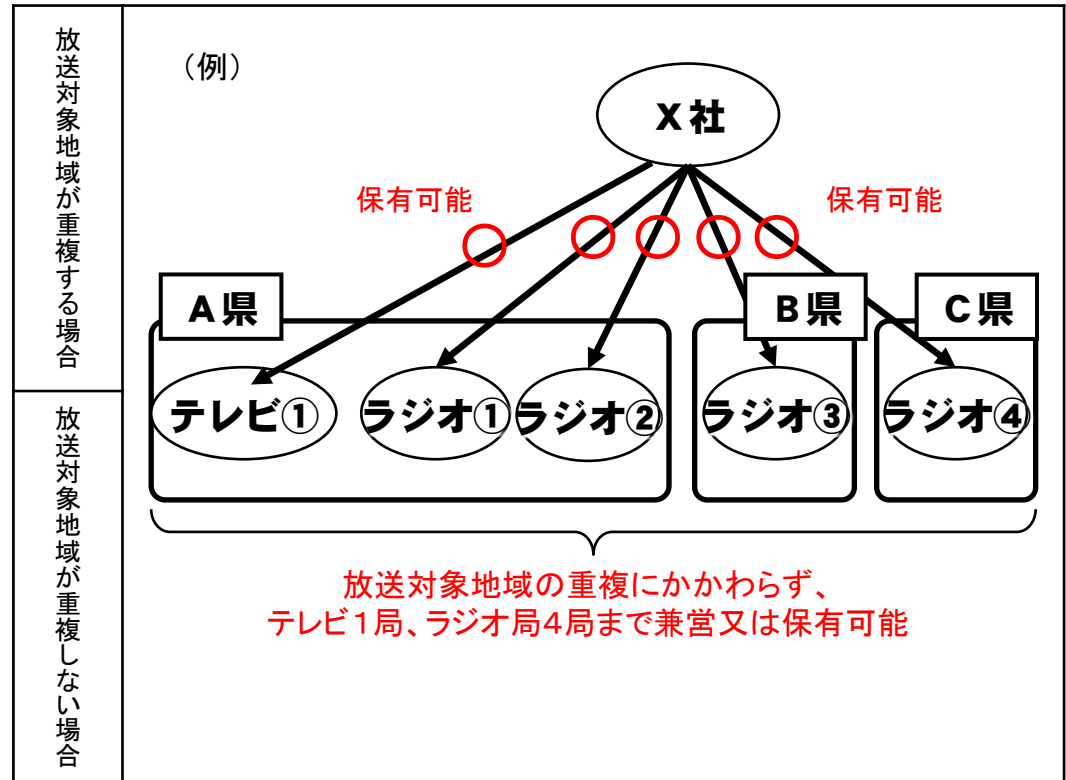
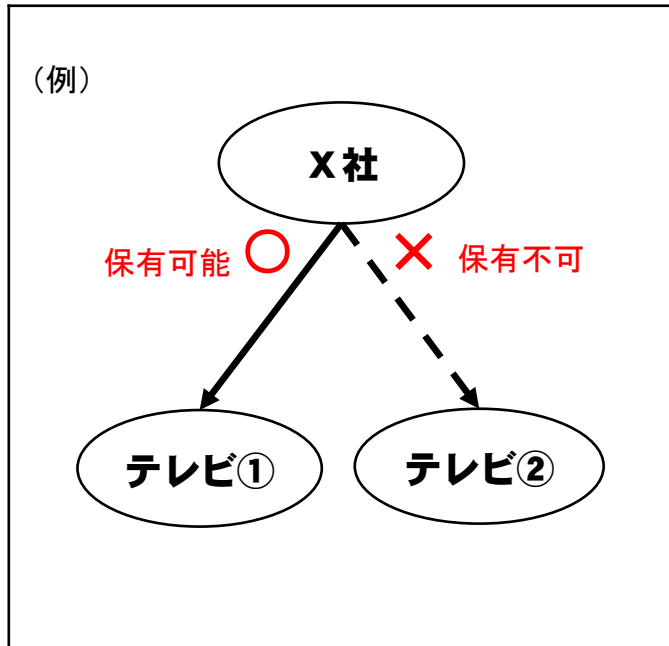
マスメディア集中排除原則の概要

- 放送法においては、放送の多元性、多様性、地域性を確保するため、基幹放送局の複数保有を制限。
- テレビ局については、原則、2局以上を保有することは不可。ラジオ局（コミュニティ放送は除く。）については、原則、テレビ1局及びラジオ4局まで保有可能。（※）

※ 認定放送持株会社の総務大臣の認定を受けた場合は、制限が一部緩和され、複数局の保有が可能となる。

【テレビ】・・・原則、2局以上の保有は不可

【ラジオ】・・・原則、テレビ1局及びラジオ4局までの保有可能



強靱化について

- 巨大地震などの様々な「国家的危機」に対処していくために「国家的強靱性」が求められている中で、様々な分野で「あらゆる危機に対処する力」が求められているところ。
- 情報通信分野における放送ネットワークを強靱化し、「粘り強さ(致命傷回避・被災最小化)」、「しなやかさ(迅速な回復)」を体得することで、「強い日本を創る」ことに貢献。

国土の強靱化 (Building national resilience)

- 災害発生時における持続可能な災害情報の提供
＝粘り強さ(致命傷回避、被災最小化)
- 災害発生後における継続的な生活情報等の提供
＝しなやかさ(迅速な回復)

放送ネットワークの強靱化

- 送信設備の防災対策
- ラジオの難聴対策
- 災害情報の迅速化・高度化 等

具体的な方策を検討会において議論